

ID: 93

担当部署: 福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	柴田町地域福祉センター条例 第10条		
例規番号	平成12年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、使用事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は当該使用許可に附された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日